

セーフティネット住宅供給促進事業費

事業評価個票（事業実施：平成30年度）				部局名	県土整備部			
短期アクションプラン	テーマ	テーマ7 地域活力と多様な交流を生み出し災害に強い県土基盤の形成						
	施策	施策3 地域の特性を活かし豊かさを実現できる圏域の形成						
	目的	都市と中山間地域がそれぞれの特性を踏まえ暮らしの質の向上に必要な機能やサービスを確保し高めるとともに、圏域間の連携により本県の活力の向上に結びつけていく。						
	目標指標(R2)	登録住宅に対する改修費補助件数	H32年度まで120件					
	策定時の実績	-	現状	-	主要事業 活力ある都市の形成			
事業名	セーフティネット住宅供給促進事業費		担当課・担当	建築住宅課 安心居住推進担当				
事業開始年度	平成 30年度		事業終了(予定)年度	未設定				
事業の目的 (目指す姿を3行程度で簡潔に)	「新たな住宅セーフティネット制度」を活用し、本県の地域づくり・まちづくりの課題である「中心部のスポンジ化」や「周辺部の人口減少」に対応し、地域毎の実情も踏まえながら、良質な住宅ストックの形成などを通じて県土強靱化を推進する。							
事業概要 (5行程度で簡潔に)	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット住宅の登録(県)：住宅確保要配慮者(低額所得者や高齢者など)向け住宅の登録、要配慮者に対する登録住宅の情報提供 ・登録住宅への改修費補助(県、市町村)：登録住宅の居住環境向上のための改修費の補助 ・低額所得者への家賃補助(市町村)：登録住宅に入居する低額所得者に対する負担軽減を図る家賃補助 							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他 上記実施方法とする理由：「新たな住宅セーフティネット制度」に基づく改修費補助の地方負担分の1/2を市町村に対して補助するもの							
予算額・決算額 (単位:千円)	費目(予算見積書のグループ名)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
	セーフティネット住宅供給促進事業費	-	12,154					
	計	0	12,154	0	0	0		
財源内訳 (単位:千円)	国庫支出金							
	繰入金							
	その他特定財源							
	一般財源		12,154					
	計	0	12,154	0	0	0		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	登録住宅に対する改修費補助件数(平成32年度までに、120件)	活動実績		-	2			
		当初見込み	件	-	40	40	40	-
成果指標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標 (所管部局の分析)		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	セーフティネット住宅登録件数	成果実績		-	35			
		目標値	件	-	40	80	120	-
		達成度	%	-	87.5			
関連事業								

事業目標の考え方(事業目標設定時)

平成29年4月の「住宅セーフティネット法」の一部改正により、低額所得者、高齢者、子育て世帯など住宅確保要配慮者に対して、これまでの公営住宅に加え、増加する民間空き家等を活用した賃貸住宅の供給の促進を図る「新たな住宅セーフティネット制度」が創設された。
 新たな住宅セーフティネット制度を活用し、本県の地域づくり・まちづくりの課題である「中心部のスポンジ化」や「周辺部の人口減少」に対応し、地域毎の実情も踏まえながら、良質な住宅ストックを形成し、公営住宅ニーズの偏在の解消及び人口減少対策を推進する本事業は優先度の高い事業である。
 本事業の目標は、低額所得者世帯や子育て世帯などの現状を踏まえるとともに、市町村における改修費補助制度創設の検討状況を勘案して設定。

事業所管部局による評価・検証

	項目	評価	評価に関する説明
事業目標の妥当性・達成度	事業の目的は県民や社会のニーズを的確に反映しているか。	A	セーフティネット住宅は、応募倍率の高い公営住宅が存する地域や公営住宅がない地域で補完的役割を果たすとともに、公営住宅と比較して立地や間取りの選択肢が広いことから、公営住宅を補完する住宅セーフティネットとして供給を拡大する必要がある。また、人口減少対策の一環として子育て世帯をはじめとする若者や移住者向けの住宅支援につながることから、その優先度は高い。当該事業は、国の交付金事業に係る市町村負担分の半分を県が支援する間接補助であるが、国の直接補助制度が平成31年度限りで終了するため、県が果たす役割は大きく、間接補助を継続する必要性も高い。平成30年度に補助制度を利用したセーフティネット住宅(2戸)には、いずれも若者単身者(うち1名は低所得者該当)が入居しており、政策目的に沿った利用がなされている。
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	A	
	目標水準は妥当か。	B	
	期待する成果が得られたか。	B	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	A	
事業内容の妥当性	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	C	改正住宅セーフティネット法の施行は平成29年10月下旬であり、予算確保に向けた時間的猶予がなく、平成30年度予算を確保できた市町村は4市町にとどまった。そのため、補助実績も40戸分の県予算に対し、2戸にとどまったものの、支出先の選定や補助事業の内容については、制度の趣旨に合致するものに限定している。
	支出先の選定は妥当か。	A	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	A	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	A	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	A	
	類似の事業がある場合、他部局等と適切な役割分担を行っているか。	A	
役割分担の妥当性	市町村、民間等に委ねることができない事業なのか。	A	住宅セーフティネットの柱となってきた公営住宅の供給にあたっては、県営住宅が全体の約3割を占めており、県の果たす役割は依然大きいものがある。セーフティネット住宅の供給においても、十分な戸数が民間から供給されるまで県として支援を継続する必要がある。
今後の改善の課題	平成30年度に補助制度を創設したのは4市町にとどまった。セーフティネット住宅の供給には、補助制度を整備し、大家側がメリットを感じられる制度とする必要があることから、市町村に対し補助制度の創設を働きかける必要がある。		

- ・事業所管部局による評価にあたっては、以下の4つの選択肢から、1つを選ぶこと。
- A: 目標を上回って達成する見込み。期待通りの成果(100%以上)。妥当。
- B: 目標を概ね達成する見込み。概ね期待通りの成果(80~99%)。概ね妥当。
- C: 改善の余地あり。期待した成果を下回っている(79%以下)。
- ー: 該当しない